

プレコンセプションケア キャラクター公募及び活用による普及啓発事業業務委託に関する質問に対する回答

回答日：令和 8 年 8 月10日

No.	質問日	資料の種類	質問内容	回答
1	R8.8.6	仕様書	(1) キャラクター公募 ア キャラクター作成の基本方針・デザインコンセプト 本項目における受託者の具体的な業務内容（実際の作業範囲や、求められる成果物など）について、想定されている詳細をご教示いただけますでしょうか。	「キャラクター作成の基本方針・デザインコンセプト」は、キャラクター公募を実施するに当たり、応募作品に求める方向性や考え方を示したものであり、本項目自体に受託者の具体的な業務内容を定めたものではありません。 受託者の業務内容については、仕様書 3（1）イ「募集要項の作成」以降に記載のとおりであり、本項目に示した基本方針及びデザインコンセプトを踏まえ、募集要項の作成、広報、応募受付等の業務を実施していただくことを想定しています。
2	R8.8.6	仕様書	(1)キャラクター公募 エ 問合せ対応 応募者からの問い合わせ対応を行うこと。について 受付方法（電話・メール等）や受付時間帯等について、貴庁での指定または想定はございますでしょうか。 特に指定がない場合、問い合わせ手段や運用ルール（例：問い合わせフォームの設置、24時間受付、平日3営業日以内の回答等）を受託者側の提案・決定事項として進めさせていただく形で差し支えないかご教示ください。	問い合わせ対応の受付方法（電話、メール、問い合わせフォーム等）及び受付時間帯について、県による特段の指定はありません。 ご質問のとおり、問い合わせ手段や運用ルールについては、受託者において提案・設定していただいて差し支えありません。

No.	質問日	資料の種類	質問内容	回答
3	R8.8.6	仕様書	（６）啓発資料作成 ア 印刷物、イ 電子データについて A4サイズの同一デザインを用いて、印刷用データおよびWeb・閲覧用の電子データの双方を作成・納品するという理解で相違ないでしょうか。	A4サイズの同一デザインを用いて、印刷用データ及び電子データを作成・納品することを想定しています。 なお、電子データについては、活用媒体に応じて必要な調整を行うことを妨げるものではありません。
4	R8.8.6	仕様書	SNS広告および（７）WEB広告について 1. 評価指標について 広告成果の基準（KPI）につきましては、ビュー数ではなく「インプレッション数」を基準とした運用という理解で相違ないでしょうか。	ご認識のとおりです。本仕様書における広告配信規模は「表示回数」を基準としており、ビュー数や動画視聴回数を基準とするものではありません。
5	R8.8.6	仕様書	SNS広告および（７）WEB広告について 2. ターゲット設定について 配信にあたりターゲットを限定しない配信を想定してよろしいでしょうか。貴県にてターゲット（対象地域・年代・性別・関心等）のご指定がある場合は、その詳細をお知らせください。	配信対象は、県内在住の中学生以上を想定しています。 対象地域は県内とし、性別及び関心事項による指定はありません。
6	R8.8.6	仕様書	SNS広告および（７）WEB広告について 3. 運用上の優先度について 配信期間内に目標表示回数（インプレッション数）に達しそうな場合、あるいは達しない場合において、「配信期間の遵守」と「表示回数の達成」のどちらを優先して運用すべきかご教示ください。	広告は、県と協議の上決定した配信期間内において、仕様書に記載した表示回数を目安として実施することを想定しています。

No.	質問日	資料の種類	質問内容	回答
7	R8.8.6	仕様書	SNS広告および（7）WEB広告について 4. 活用アカウントについて 広告を配信する際のアカウントにつきましては、本事業用に新規作成したアカウントを使用する想定でしょうか。もしくは、貴県の既存公式アカウントを活用する想定でしょうか。権限設定や運用体制の検討にあたり、貴県でのご指定や想定がございましたらご教示ください。	広告配信に使用するアカウントについて、県による特段の指定はありません。
8	R8.8.6	仕様書	（3）審査及び県民投票 イ 二次審査（県民投票）について 1. 県民投票に関する広告（プロモーション）の有無について 本項目の業務において、県民投票自体を宣伝・拡散するための広告運用費用やその実施作業は含まれない（※前項のWEB・SNS広告等に含まれる、または別途実施しない）という認識で相違ないでしょうか。	県民投票に関する広告運用費用及び広告配信作業は、本業務の対象としていません。
9	R8.8.6	仕様書	（3）審査及び県民投票 イ 二次審査（県民投票）について 2. 投票の告知方法について 県民投票の告知につきましては、貴県HPや公式SNS等での周知を想定しており、受託者側での独自告知媒体の作成等は不要という認識でよろしいでしょうか。	県民投票の告知については、県ホームページや県公式SNS等による周知を想定しており、受託者による独自の告知媒体の作成は不要です。 なお、キャラクター募集に係る広報においては、県民投票を実施する予定であることを周知するものとします。

No.	質問日	資料の種類	質問内容	回答
10	R8.8.6	仕様書	（３）審査及び県民投票 イ 二次審査（県民投票）について 3. 想定される投票期間について 実施時期および投票期間につきましては「県と協議の上決定」とございますが、現時点で積算の前提として想定されている標準的な期間（例：〇週間程度、1ヶ月程度など）がございましたらご教示ください。	実施時期及び投票期間については県と協議の上決定しますが、現時点では、県民投票の実施期間を1～2か月程度、投票期間を1か月程度と想定しています。
11	R8.8.6	入札説明書	開札立ち合いに関して 郵便入札にて事前に書類を提出している場合、開札時の現地への立ち合いは省略（または任意）という認識でよろしいでしょうか。それとも必須条件となりますでしょうか。	郵便入札により入札書等を提出した場合は、開札時の立合いを省略することができます。